

10月は「食品ロス削減月間」です

問 環境課 ☎37・6102

「食品ロス」とは、本来食べられるのに、捨てられてしまう食品のことです。

日本の令和4年度の食品ロス量は、約472万トン（推計）で、これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量（令和4年で年間約480万トン）とほぼ同量に相当します。

国では、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、令和12年度までに家庭からの食品ロスを平成12年度比で半減するとの目標を掲げ、今後さらなる食品ロス削減に向けた取り組みを推進することとしています。

また、食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、法律により、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定められています。

大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境にも、家計にも優しい生活を目指しましょう。

買い物では…

- ・安いからといって買いすぎないようにしましょう。
- ・買い物に出かける前に冷蔵庫などをチェックして買うものを決めましょう。



調理するときは…

- ・家族の予定を把握し必要な分だけ作って、残さず食べましょう。
- ・漬物やジャムなどを作るときも食べきれる量を作りましょう。



10月1日は「浄化槽の日」です

問 下水道課 ☎37・6122

「浄化槽の日」は浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたのを記念し、設けられました。

この機会にご家庭の生活排水を見直してみませんか。

浄化槽は、下水道のようにトイレ、台所、風呂場などから流れる汚れた水を、汚物を食べる微生物の働きを利用してきれいな水に処理する設備です。

使用上の注意

- ・トイレに、トイレットペーパー以外のものを流さない。
- ・便器の掃除には、微生物に影響する薬剤を使用しない。
- ・天ぷら油や調理くずなどを流さない。
- ・ブロワの電源は切らない。
- ※ブロワ：微生物が呼吸するために酸素を供給する機械

浄化槽のお手入れをお忘れなく！



定期的な維持管理

・保守点検

浄化槽の保守点検、補修や消毒剤の補給などは、専門的な知識をもった浄化槽保守点検業者に委託する必要があります。

・清掃

浄化槽の汚泥の抜き取り、清掃は、浄化槽清掃業の許可業者に委託して、年に1回以上必ず行う必要があります。

・法定検査（11条検査）

浄化槽法第11条による検査は、保守点検および清掃が適正かを判断するための検査です。年に1回必ず受ける必要があります。

令和6年度設置市営浄化槽受付中

一般住宅に設置する浄化槽は11月末日まで受付しています。

詳細は、下水道課へお問い合わせください。

※受付は予算がなくなり次第終了します。

市の浄化槽事業の取り組みは、市ホームページをご覧ください。

申請期限が迫っています！
10月31日(木)まで

定額減税調整給付金のご案内

問申 定額減税調整給付金コールセンター ☎37・6156

給付金の申請期限が近づいています。
対象者で申請がお済みでない人は、お早
めに手続きをお願いします。

令和6年分の所得税、令和6年度の個
人住民税において定額減税が実施されて
います。

定額減税対象者のうち、定額減税可能
額が税額を上回り減税しきれないと見込
まれる人に対し、その差額を定額減税調
整給付金として支給します。

申請期限 10月31日(木) (必着)

※申請期限を過ぎると、給付金を受け取
ることができませんのでご注意ください
い。

給付額 所得税、個人住民税所得割それ
ぞれに「控除不足額」(減税しきれない額)
を算出し、その合計額を1万円単位(1
万円未満は切り上げ)で支給します。

給付金の額は個人ごとに異なります。

手続方法 対象者には書類を送付してい
ますので、必要事項を記入いただき、本
人確認書類を同封の上、返信用封筒にて
返送してください。

※本人確認書類および口座(新規登録の
場合)の写しの添付漏れにご注意くだ
さい。

オンライン申請は受付を終了しました。

お知らせ

申請期限が迫っています！
10月31日(木)まで

令和6年度物価高騰対策給付金のご案内

問申 社会福祉課 ☎37・6107

給付金の申請期限が近づいています。
対象者で申請がお済みでない人は、お早
めに手続きをお願いします。

申請期限 10月31日(木) (必着)

※申請期限を過ぎると、給付金を受け取
ることができませんのでご注意ください
い。

対象世帯

・基準日(令和6年6月3日)に小城市
に住民登録があり、かつ、令和6年度
住民税が非課税である世帯の世帯主
・基準日に小城市に住民登録があり、か
つ、令和6年度住民税均等割のみ課税
である世帯の世帯主

※令和5年度に非課税世帯向けの7万
円、均等割のみ課税世帯向け10万円給
付金の受給対象となった世帯・住民税
が課税されている扶養親族などのみで
構成される世帯は対象外となります。

給付額

1世帯 10万円
18歳以下の児童
一人当たり 5万円

手続方法 対象者には書類を送付してい
ますので、必要事項を記入いただき、返
信用封筒にて返送してください。

給付金をかたった
詐欺に注意

定額減税調整給付金・物価高騰
対策給付金を装った特殊詐欺や個
人情報の搾取にご注意ください。
小城市が次のことを行うことは
絶対にありません。

- ・ATM(現金自動預払機)の操
作をお願いすること
- ・給付金の受け取りにあたり、手
数料の振り込みを求めること
- ・クレジットカードや預金通帳を
お預かりすること
- ・暗証番号を伺うこと

給付金をかたった不審な電話、
郵便物やメールなどを受け取った
場合は、お近くの警察署や警察相
談専用電話(＃9110)にご相談
ください。



国民年金の手続きはお済みですか

問 国保年金課 ☎37・6101 / 佐賀年金事務所 国民年金課 ☎31・4191

厚生年金・共済年金に加入していた人が60歳未満で退職した場合は、国民年金に加入が必要ですので、届出をお願いします。また、退職された人に扶養されていた60歳未満の配偶者についても同様です。

令和6年度の国民年金保険料は、月額16,980円です。

国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入漏れや、保険料が未納になっていると、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまう場合があります。

納付が困難な場合は免除・納付猶予制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は申請をすることにより全額免除、一部免除または納付猶予を受けられる可能性があります。

※世帯主または配偶者に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合があります。

※手続きには、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの書類が必要になる場合があります。

小城市公式LINEアカウントがリニューアルします

問 オンライン手続き…企画政策課 ☎37・6116 / 情報発信…総合戦略課 ☎37・6113

小城市公式LINEアカウントは、これまで情報発信のみに利用してきましたが、新たにオンライン手続きに対応し、住民票・税証明書の郵送交付申請や粗大ごみの収集申し込みなどをLINE上で行うことができるようになります。

リニューアル日

令和6年10月1日(火)

利用方法

左記の二次元コードから「小城市役所」のLINE公式アカウントを友達に追加してください。トーク画面下部にメニューが表示されますので、利用したい手続きを選択してください。

友だち追加はこちら



利用可能な手続き

市ホームページをご覧ください。

詳細はこちら



家庭で不用になったパソコンを無料回収します (インターネットで簡単申込)

問 環境課 ☎37・6102

市では、小型家電リサイクル法の認定業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、家庭で不用になったパソコンを、希望の日時(最短で翌日)にご自宅から宅配便による無料回収をしています。

回収手順

①リネットジャパンリサイクル株式会社ホームページから申し込む。

申込はこちらから



② 不用なパソコンを段ボールに詰める。

③ 宅配業者が希望の日時に回収する。

・パソコンを含む1箱分の回収料金が無料です。

・消去ソフトを無償で提供しています。

(有料でデータ消去および証明書の発行も可能です)

・パソコンと一緒に、プリンターなどの周辺機器も回収可能です。

・詳細は、リネットジャパンリサイクル株式会社ホームページをご確認ください。

い。ホームページから申し込みができない人は、問い合わせ専用窓口へご相談ください。

問い合わせ専用窓口

リネットジャパンリサイクル株式会社

☎0570・085・800

(10時～17時)

皆さんの省エネ・再エネへの 思いをお聞かせください

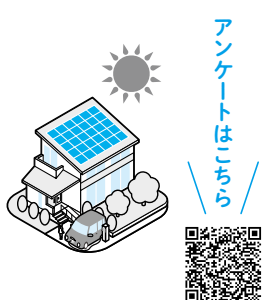
問 環境課 ☎37・6102

温暖化防止としてCO₂排出削減を推進するために「省エネ・再エネの取り組みアンケート」を実施しています。皆さんがどのように取り組んでいるか、これから何に取り組むみたいかを知りたいと考えています。

また、その取り組みで何に困っているか、何が支障となっているのかも併せてお聞かせください。

このアンケートは、小

お知らせ



アンケートはこちら

城市がよりよい助言や支援ができるよう、現状把握の一助になります。省エネ・再エネの普及と推進のためにご協力いただけますと幸いです。

皆さんの貴重な声をお聞かせください。

秋の交通安全県民運動

問 防災対策課 ☎37・6119

「やめよう！佐賀のよからうもん運転」をスローガンに「秋の交通安全県民運動」が実施されます。

期間
9月21日(土)～30日(月)

この期間中は、下記の項目を重点目標に交通安全運動を行います。

皆さん一人一人が交通事故の防止を心掛けましょう。



交通指導員による街頭指導

地域(佐賀県)重点
携帯電話使用をはじめとした「よからうもん運転」の根絶

年に一度は健診を受けましょう。今年度最後の機会です

問 健康増進課 ☎37・6106 / 国保年金課 ☎37・6101

総合健診（集団健診）のご案内

受付時間は、8時30分～10時30分です。

会場	日程	健（検）診内容
ひまわり	10月3日(木)、4日(金)	● 特定健診 ● 一般健診 ● 後期高齢者健診 ● 肺がん検診 ● 結核検診 ● 肝炎ウイルス検診 ● 胃がん検診(要予約) ● 大腸がん検診 ● 前立腺がん検診 ● 子宮頸がん検診(要予約) ● 乳がん検診(要予約)
桜楽館	10月25日(金)、 27日(日)～29日(火)	※子宮頸がん検診の開始時間は10時からです。

詳細は、全世帯に配布している『けんしんガイドブック』または『がん検診を受ける際の注意事項』をご覧ください。

WEB版けんしんガイドブックはこちら



がん検診を受ける際の注意事項はこちら

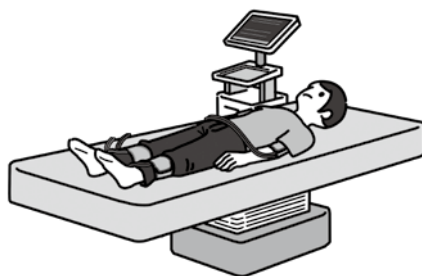


特定健診（集団）を受診すると、無料で血管年齢測定が受けられます

上記の総合健診の日程で国保の特定健診を受診された人に対し、血管年齢測定（動脈硬化検査）を無料で実施します。

希望される人は国保年金課（☎37・6101）までお申し込みください。

定員（1日50人）になり次第終了となります。



高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の予防接種はお早めに

健康増進課 ☎37・6106

高齢者インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の予防接種が始まります。

重症化予防のため、予防接種を受けることをお勧めします。

接種期間

インフルエンザ

10月1日(火)～

令和7年1月31日(金)

・新型コロナウイルス感染症

10月1日(火)～

令和7年3月31日(月)

対象者

次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人

① 接種当日に65歳以上の人

② 接種当日に60歳以上65歳未満

であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人

(身体障害者手帳1級程度)

接種回数 各1回

費用(自己負担額)

・インフルエンザ 1,300円

・新型コロナウイルス感染症 2,100円

※医療機関でお支払いください。
生活保護受給者には費用免除があります。

医療機関へ持参するもの

① 本人確認ができる書類

(健康保険証・マイナンバー

カード・運転免許証など)

② 接種費用

※生活保護受給者は、証明書

※60歳以上65歳未満の人は、

身体障害者手帳

※市外で接種する人は、予診票

および接種済証

接種場所

県内の医療機関であれば接種できますが、一部の医療機関で接種できない場合があります。

必ず事前に医療機関にご確認ください。

市内の接種できる医療機関は、4月上旬に全世帯に

配布している『令和6年度小城市年間健康カレンダー』の裏面

または市ホームページをご覧ください。

※市外の医療機関で接種を希望

される人は、医療機関への予約後、予診票を健康増進課、

各保健センターまたは市民課

各出張所窓口でお受け取りください。

※市内の医療機関には

予診票および接種済証を準備しています。



詳細はこちら

65歳以上の介護保険料の減免のお知らせ

佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135 / 高齢障がい支援課 ☎37・6108

次の条件に当てはまる人は、介護保険料が減免される場合があります。

災害で損害を受けた人

・損害割合が10分の3以上であること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

失業(定年退職・自己都合退職は除く)や長期入院などで収入が著しく減少した人

・令和6年中の世帯の合計所得金額の合算額が令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額の10分の3以上減少する見込みであること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

・令和5年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

低所得者で生活に困窮されており、次の全ての要件を満たしている人

・令和6年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階であること

・令和6年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階であること

・世帯の令和5年中の年間収入額が100万円以下であること
と(世帯員が一人増えることに50万円加算)

・住民税課税者と生計を共にしていないこと

・住民税課税者である親族などに扶養(税・医療)を受けていないこと

・世帯全員の預貯金が350万円以下であること(預貯金には、国債・生命保険の返戻金なども含む)

・世帯全員が所有する不動産(自己居住用および生計維持のためのものを除く)を活用しても生活に困窮していること

と

申請方法

申請内容によって提出していただく書類が異なるため、事前にお問い合わせください。



支えあいのある地域づくりを考える勉強会を開催します

問申 高齢障がい支援課 ☎37・6108



申込はこちらから



あなたの地域は、暮らしやすく安心できる地域ですか？
あなたが元気でいられて、困ったときは支え合える地域ですか？この勉強会であなたらしく暮らせるヒントが見つかるかもしれません。
年齢問わず、皆様のご参加をお待ちしています。

日時
10月10日(木)
10時～11時30分

場所
桜楽館

テーマ
自分の将来に
自分で備えよう！

講師
太良町社会福祉協議会
中村美聡さん

参加費
無料

申込方法
電話または二次元コードからお申し込みください。

ふれあいサロンに参加してみませんか

問 高齢障がい支援課 ☎37・6108 / 社会福祉協議会 ふれあいサロン係 ☎73・2700



現在、ふれあいサロンは地区公民館や保健福祉センターの66カ所で開催されています。公民館では月に1回、保健福祉センターでは週に1～2回、体操やレクリエーションなどのふれあい交流活動が行われています。

ふれあいサロンに参加することで自宅以外の居場所ができ、閉じこもりを防いだり、参加者同士でお互いのことを気にかけるようになり見守りの効果があります。また、他の人と会話をすることや笑い合うことで認知症予防・介護予防につながります。楽しみながら認知症予防・介護予防に取り組みませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

開催場所や時間は、お問い合わせください。

※新しく始めたいという地区も随時募集しています。代表者様で気軽に相談ください。

スマホ相談会を開催します

問 生涯学習課（ドゥイング三日月内） ☎72・1616

日時	場所
10月2日(水)	ゆめぶらっと小城 1階 研修室
10月10日(木)	
10月24日(木)	ドゥイング三日月 1階 ロビー
11月1日(金)	
11月13日(水)	ドゥイング三日月 1階 中研修室
11月23日(土・祝)	ブラックモンブランフットボールセンター クラブハウス前 ※小城市スポーツレクリエーション大会の会場内で開催
11月27日(水)	牛津公民館 1階 ホール
12月4日(水)	
12月11日(水)	あしぱる 会議室A・B
12月18日(水)	

さがデジタルサポーターがスマホのお悩み解決します。

さがデジタルサポーターは、県が実施したスマートフォン操作やサービスについての研修を修了し認定されたボランティアです。

こんな人歓迎

- ・スマホの使い方が分からない
- ・スマホの基本操作を学びたい
- ・スマホをもっと活用したい
- ・家族や周りに聞きづらい
- ・友達と一緒に参加したい

事前予約不要
相談無料

市立認定こども園入園説明会を開催します

☎ 認定こども園三日月幼稚園 ☎73・2601

令和7年度に認定こども園三日月幼稚園に入園希望の人を対象に、入園説明会を行いますので、園に直接お申し込みください。

対象児 平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれ

日時

- ・教育認定(1号)希望の人
10月16日(水) 10時～
- ・保育認定(2号・3号)希望の人
希望の人

※事前予約が必要です。

場所 認定こども園三日月幼稚園

詳細はこちら

手当や医療費助成の更新手続きはお早めに！

☎ 社会福祉課 ☎37・6107

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

8月に受付を行いました児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書をまだ提出されていない人は、必要書類を確認し、至急提出をお願いします。

提出がない場合、児童扶養手当は受給できなくなり、9月診療分以降の医療費助成を受けられなくなりますのでご注意ください。

お急ぎを！

令和7年度 幼稚園・保育園などの入所申し込みのご案内

☎ 保育幼稚園課 ☎37・6109

教育認定(1号)希望の人

入園申込書は、各園の入園説明会で配布され、11月1日(金)に各園で新入園児の受け付けが行われます。

入園説明会の日時や受付方法などは各園にお問い合わせください。

保育認定(2号・3号)希望の人

申込書などの配布日・場所

9月25日(水)～
保育幼稚園課

受付期間(4月入所希望者)

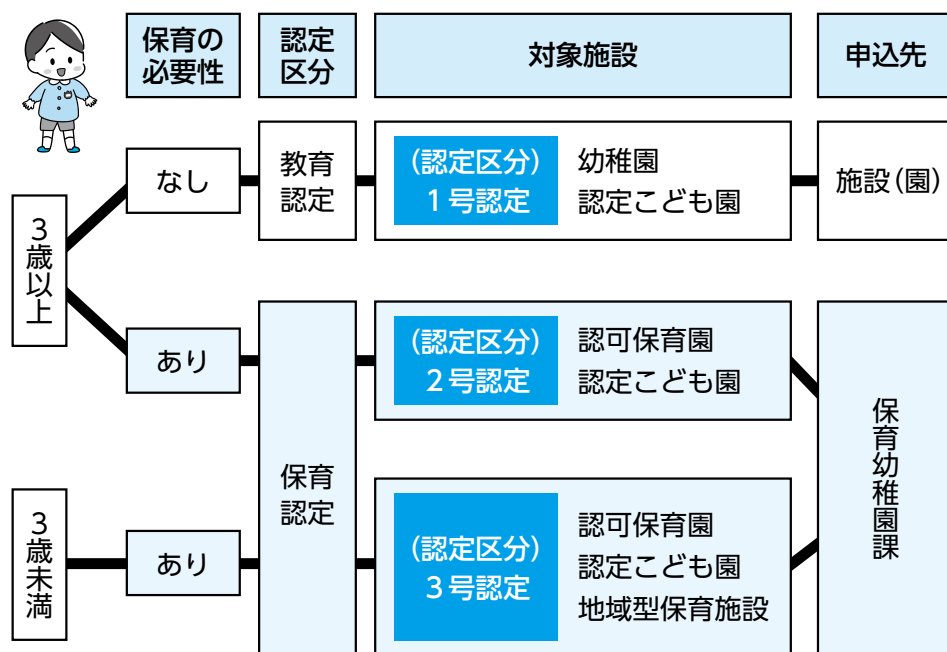
第1次受付
11月1日(金)～29日(金)

受付場所・時間
保育幼稚園課
平日 9時～17時
(11月7日(木)、21日(木)は19時まで)

※できるだけ、第1次受付期間内にお申し込みください。

※申込書は市ホームページからダウンロードできます。

詳細はこちら



○保育の必要性とは

保護者の就労(月60時間以上)や出産、疾病、介護・看護、求職活動などの事由で施設での保育が必要なもの

○保育料が無償となる対象は

3歳～5歳児クラスの児童と3歳未満の住民税非課税世帯の児童

※保育料以外の経費(送迎費・食材料費・行事費など)は保護者負担



「就学時の健康診断」を忘れずに受診しましょう！

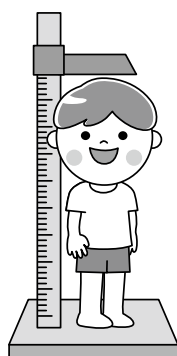
問 教育総務課 ☎37・6130

令和7年4月に小学校へ入学する子どもの心身の状態を把握するため、健康診断を行います。健康診断の詳細は、個別に通知でお知らせします。

受付時間 13時～14時

診察時間 13時30分～

※通知記載の日時で、必ず受診してください。
(保護者1名同伴)



学校名	実施日	会場
桜岡小学校 三里小学校	10月23日(水)	桜楽館
晴田小学校 岩松小学校	11月14日(木)	
三日月小学校	10月21日(月)	
牛津小学校 砥川小学校	10月31日(木)	
芦刈小学校	10月15日(火)	
		ひまわり

お知らせ

ペダル付原付はナンバープレートの取り付けが必要です

問 税務課 ☎37・6103

ペダル付原動機付自転車とは

ペダルを備え、ペダルのみによる走行、または、モーターを用いた走行どちらも可能な車両のうち、左記の条件を満たす車両のことを指します。

- ・スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- ・電動アシスト自転車のアシスト比率の基準を超えるもの

使用の際の注意点

①ペダル付原動機付自転車(以下「ペダル付原付」という)は自転車ではなく、一般原動機付自転車に該当するため、運転する際には道路交通法上の義務が生じます。(免許証の携帯、ヘルメットの着用、自賠責保険の加入など)

※これらの義務はペダルのみを用いての走行のみを指します。

際にも適用されます。

②ペダル付原付の所有者は、一般原動機付自転車として所有することになるため、軽自動車税に関する税申告(登録、廃車など)や、ナンバープレートの取り付けが必要になります。

①②のことを踏まえ、所有している車両がペダル付原付に該当しないか確認してください。該当する場合は、ペダル付原付の運転要件などの確認および市役所で車両登録(申告)を行い、ナンバープレートの取得・取付をお願いします。

ペダル付原付の詳細や税申告、ナンバープレートの交付手続きについては、市ホームページをご覧ください。

詳細はこちら



入札結果を公表します

問 財政課 ☎37・6117

(8月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位: 円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和6年度 佐賀唐津道路 小城ICアクセス 道路予備設計 検証業務	第一復建(株) 佐賀事務所 (株)福山コンサルタント 佐賀営業所、(株)オオバ 佐賀営業所 基礎地盤コンサルタンツ(株) 佐賀事務所 東亜建設技術(株) 佐賀営業所、国土防災技術(株) 佐賀支店 パシフィックコンサルタンツ(株) 佐賀事務所 西日本総合コンサルタント(株)、日本工営(株) 佐賀事務所 大日本ダイヤコンサルタント(株) 佐賀営業所 (株)エイト日本技術開発 佐賀営業所	パシフィック コンサルタンツ (株) 佐賀事務所	10,618,000 (965,272)	13,251,700 (1,204,700)	80.13	財政課 ☎37・6117



入札結果は、市ホームページでも公表しています。



「住まい」に関する支援をしています

問申 定住推進課 ☎37・6150

全ての事業は予算に限りがあります。お早めにご相談ください。

芦刈町限定 危険空き家等除却補助金

詳細はこちら

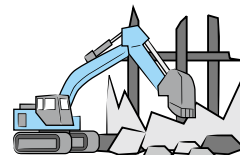


周辺に悪影響をおよぼす危険な空き家などを市内の解体業者に依頼して除却（解体）する場合、費用の一部を**危険度の高い順から予算の範囲内**で補助します。

補助上限額
50万円～100万円

【事前調査申請期間】 9月5日(木)～10月25日(金)

※対象要件などの詳細は、交付要綱に記載していますので、申請前に必ずご確認ください。



芦刈町限定 住宅取得奨励金

予算
残りわずか

詳細はこちら



Ｕターンや移住をお考えのご家族やお知り合いにぜひご紹介ください。

【対象者】 小城市内に自分名義の家を持っていない人で、芦刈町に家を買う人・建てる人

【奨励金の額】

基本
30万円

子育て加算 1人10万円
三世同居加算 10万円
市内業者施工加算 10万円
居住誘導区域加算 10万円
空き家付き土地購入 30万円

最大
120万円

【主な要件】

- ①建物の取得費用が300万円以上(改修費を除く)であること
- ②新築は50歳未満、中古は65歳未満であること
- ③契約後、登記前に申請すること
- ④10年以上その家に住むこと

※お早めにご相談ください。

地方創生移住支援金

東京圏から小城市に移住し、起業や就職などについての要件を満たす人への移住支援金

詳細はこちら



【支援金の額】

- 単身 60万円、世帯 100万円

※世帯で移住の場合、移住元・移住先で同じ世帯の人がいることが条件です。

移住する世帯員のうち、18歳未満の人がいる場合は、一人につき100万円を加算します。

(予算の範囲内)

【申請者の要件】

- 転入後1年以内であること
- 申請日から5年以上継続して小城市に居住する意図があること
- そのほか、就業先などの規定があります。

さが暮らしスタート支援金

県外在住者が、小城市内に移住し、県が設定する「地域の担い手要件」を満たす人への支援金

詳細はこちら



【支援金の額】

- 単身 60万円、世帯 100万円

【申請者の要件】

- 転入後1年以内であること
- 申請日から5年以上継続して小城市に居住する意図があること
- 59歳以下であること
- そのほか、就業先などの規定があります。



令和6年度版 小城市人事行政の運営等の状況を公表します

人事行政の運営等における公正性、透明性を高めるため、小城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任用、給与、勤務条件、その他の状況について、前年度の概要を公表します。

詳細は、
市ホームページを
ご覧ください。



問 総務課 ☎37・6112

1 職員の任免および職員数に関する状況

◆採用状況（令和6年4月1日現在）

新規採用	再任用	合計
25人	0人	25人

◆退職状況（令和5年度）

定年退職	勸奨退職	自己都合・その他	合計
0人	3人	22人	25人

◆部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門 \ 区分			職員数		対前年 増減数
			令和5年	令和6年	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4人	4人	0人
		総 務	77人	80人	3人
		税 務	21人	21人	0人
		民 生	87人	91人	4人
		衛 生	39人	39人	0人
		農林水産	30人	34人	4人
		商 工	7人	7人	0人
		土 木	29人	28人	△ 1人
		計	294人	304人	10人
	教育部門		61人	52人	△ 9人
小計		355人	356人	1人	
会計部門 公営企業等	病 院	69人	71人	2人	
	水 道	6人	6人	0人	
	下 水 道	15人	16人	1人	
	そ の 他	14人	15人	1人	
	小計	104人	108人	4人	
合計			459人 [477人]	464人 [477人]	5人 [0人]

◆年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	職員数	構成比	5年前の構成比
20歳未満	8人	1.7%	0.4%
20歳～23歳	23人	5.0%	2.9%
24歳～27歳	30人	6.5%	9.9%
28歳～31歳	53人	11.4%	10.9%
32歳～35歳	52人	11.2%	8.5%
36歳～39歳	48人	10.4%	9.4%
40歳～43歳	27人	5.8%	12.3%
44歳～47歳	66人	14.2%	10.7%
48歳～51歳	44人	9.5%	12.7%
52歳～55歳	58人	12.5%	11.4%
56歳～59歳	35人	7.5%	8.5%
60歳以上	20人	4.3%	2.4%
計	464人	100%	100%

- (注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。
2. 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。
3. 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業および介護保険事業に係るものです。

2 職員の給与の状況

◆人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	44,259人	23,784,434千円	597,148千円	3,517,404千円	14.8%	14.7%

(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員および区長ほか）に支給される給料、報酬などを含みます。

◆職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	355人	1,246,488千円	222,751千円	484,155千円	1,953,394千円	5,503千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。 2. 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

◆ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

令和5年	令和4年	令和3年
96.4	96.9	96.9

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

◆職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.4歳	302,701円	363,343円
技能労務職	51.4歳	297,254円	320,157円

(注) 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

◆職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		初任給	経験年数別・学歴別平均給料月額		
			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	187,800円	254,188円	292,675円	337,760円
	高校卒	166,700円	224,820円	—	293,833円
技能労務職	高校卒	164,000円	—	—	—
	中学卒	151,200円	—	—	—

(注) 経験年数別・学歴別平均給料月額については、職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

◆職員の手当の状況

◇期末手当・勤勉手当

区分		期末手当	勤勉手当
令和5年度 支給割合	6月	1.20月分	1.00月分
	12月	1.25月分	1.05月分

◇退職手当（令和6年4月1日現在）

区分		自己都合	勧奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分

◇特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

手当の種類	社会福祉業務手当、環境衛生業務手当 など5種類を対象職員に支給
-------	------------------------------------

〇× 課



◇その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・15歳～22歳加算分 5,000円
住居手当	月額12,000円以上の借家の家賃を支払っている職員に支給 (限度額) 27,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・自動車等使用者(限度額) 31,600円

(注) 上記手当のほか、管理職手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当があります。

◆特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分			月額	区分		令和5年度 支給割合	区分		支給割合
給料	市長		823,000円	期末手当	市長	3.4月分	退職 手当	市長	500/100
	副市長		659,000円		副市長			副市長	294/100
報酬	議長		460,000円		議長	3.4月分	(注) 退職手当の算定方式は「給料月額× 在職年数×支給割合」で、支給時期 は任期毎です。		
	副議長		401,000円		副議長				
	議員		374,000円		議員				

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間の概要（令和6年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	日曜日および土曜日

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間などの割り振りによります。

◆休暇の概要（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	概要等	給与
年次有給休暇	年20日間付与	有給
病気休暇	医師の証明等に基づく必要最小限度の期間	有給

(注) 上記休暇のほか、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

消費生活相談が多かった事例を紹介します

問 人権・同和対策室 ☎37・6136

小城市消費生活センターに、令和5年度は200件の相談が寄せられました。

インターネット通販に関する相談が前年同様に3割近く占めていましたが、件数は減少しました。

相談件数が大きく増加したものに、点検商法があります。広報『さくら』9月号16ページの「こんなトラブルにご注意を!!」にも掲載

しているように、突然業者が訪問し給湯器などの点検を行い、必要のない修理を勧めたりします。その場で契約せず、複数の業者から見積りを取り比較検討しましょう。

また、SNSや動画投稿サイトに表示される「お試し価格〇〇円」「初回無料」などの広告を見て化粧品や電子タバコを購入したところ、決められた回数を購入しないといけない「定期購入」だったという相談も多く寄せられています。

申込前には必ず最終確認画面で、返品特約や解約条

件、利用規約の内容などを確認し、スクリーンショットで保存しましょう。業者

は重要事項を簡単に確認できる表示が義務付けられています。

さまざまなトラブルに巻き込まれないためには、契約に関するルールや悪質商法の手口を知っておくことも必要です。

毎月、広報『さくら』では、トラブルの事例を掲載しています。また、市ホームページでも消費者庁などからのお知らせを随時掲載しますので、参考にしてください。

詳細はこちら



市長コラム

友からの報告

世界の平均気温は上昇し、各国で豪雨や干ばつといった異常気象が報告されています。特に近年、大型で強い台風や線状降水帯による豪雨災害が発生し、猛暑の日が増えるなど、地球規模での気候変動を身近に実感しています。

私の高校時代のクラスメートに牛津町出身の土井敏邦君がいます。彼は以前国際ジャーナリストとして中東のパレスチナ問題を取り上げて、長年現地で取材をして活躍していました。

日本に帰ってからは、東日本大震災と福島原発事故で被災された人々や地域を長期にわたって取材して、映画化までしています。

その彼から、パレスチナにあるガザ地区で取材を続けてきた時代の友人で現地ジャーナリストからの報告書をまとめた冊子が送られてきました。題目が「ガザからの報告 現地で何が起きているのか」でした。ニュースではなかなか報道されない現地の人々の声を書いてあり、読んでいくうちに本当に胸が締め付けられる思いになりました。

ガザの人々は今、水も電気もなく

食料も不足し、通信も移動もできず、麻酔の無い状態での手術や薬もなく安全が保障されない状況に置かれています。

家族を奪われ、人々は疲れ果て、ほとんどうつ状態におちいつているとのこと。まさにこの戦争は「人間を破壊している」といわれています。

私たちはこの日本で平和に暮らしていますが、ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナなどではこの21世紀に現実としてすべてを破壊する戦争が起っています。

それらのことをいろいろと考えていると、私たちの住んでいる日本、私たちが暮らす地域、私たちの周りにいる人々、そして自然や歴史全てに感謝して生きていきたいと思っています。

感謝

小城市長 江里口秀次





ゆめぷらっと インフォメーション

開館時間
8時30分
～22時

ぷら～っと不用品バザール

日時 10月5日(土) 11時～15時

場所 1階 小城空路、ギャラリー

問 ゆめぷらっと小城 管理室 ☎37・6601

不用品限定の
フリーマーケット

まちの元気塾「小城暮らしの保健室」

日時 10月8日(火) 10時～12時
専門職によるミニ講座 10時～11時

10月26日(土) 13時～15時
えがおカフェ

場所 1階 研修室 定員 各20人程度 参加費 無料

問 ひらまつ病院 事務管理室 ☎37・1040

まちの元気塾「あんこで華やかスイーツ作り」

日時 10月16日(水) 14時～16時

場所 1階 クッキングスタジオ 参加費 1,500円

定員 15人 持参品 三角巾、エプロン、ハンドタオル、筆記用具

講師 和なはアートフード協会認定講師 林眞由美さん

問 ゆめぷらっと小城 管理室 ☎37・6601

10月14日(月・祝)は施設点検のためお休みさせていただきます。駐車場もご利用できませんので、ご了承ください。

小城市まちなか市民交流プラザ
ゆめぷらっと小城

小城町253番地21
☎37・6601



マイナンバーカードの 時間外手続きのお知らせ



平日の開庁時間内に来庁できない人のために、
時間外窓口を開設します。

〈10月平日〉

開設日 毎週木曜日

開設時間 17時15分～19時

※当日17時までに電話での予約
が必要です。

〈10月日曜日〉

開設日 13日(日)

開設時間 9時～12時

〈共通事項〉

開設場所 小城市役所 西館1階 市民課

取扱業務 ・マイナンバーカードの申請・交付
※顔写真の無料撮影サービスを行って
います。

・電子証明書の発行・更新

・暗証番号の変更・再設定

※マイナンバーカードを申請してまだお受け取り
でない人は、受け取りにお越しください。

問 市民課 ☎37・6100

今なら
コンビニ交付
手数料が
100円!



市ホームページ

!! こんなトラブルにご注意を!!

利用していないのに支払い続けていた！ サブスクの契約に注意

高校生の息子が中学生のときに、音楽のサブスクを申し込み、その後利用していないのに毎月2千円を3年間も支払っていた。携帯電話の料金と一緒に払っていたので気づけなかった。



消費生活センターからのアドバイス

◎サブスクリプション(サブスク)は、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。無料トライアル(お試し)であっても、期間内に事業者の定める方法で解約しないと、多くの場合、自動的に定額サービスに移行し支払いが続きます。申し込む前に最終確認画面などで、有料プランへの移行時期や価格、解約方法などをよく確認しましょう。

◎スマートフォンアプリの場合、アプリをアンインストールするだけでは解約できません。

◎請求に気づけるよう、キャリア決済やクレジットカードなどの明細は毎月確認しましょう。

問 小城市消費生活センター ☎72・5667

(月・火・水・金曜日 9時30分～16時30分)

木・土・日・祝日の相談は消費者ホットライン「188」へ



各種相談

祝日・年末年始は
開催していません

相談名	相談日	場所	時間
健康相談 ☎37・6106	本誌23ページ 「健康だより」を ご覧ください	三日月町 ゆめりあ 小城町 桜楽館 牛津町 アイル	9:30 ～ 11:30
生活相談 (生活・ 家計・仕事)	毎週 月～金曜日	小城市生活自立支援 センター(桜楽館内) ☎73・2700	8:30 ～ 17:15
消費生活 相談 (要予約)	毎週 月・火・水・金 曜日	小城市役所 消費生活センター ☎72・5667	9:30 ～ 16:30
行政相談 ☎37・6112	毎月 第2火曜日	小城市役所 2-1会議室	13:30 ～ 15:30
人権相談 ☎37・6136	毎月第1火曜日 毎月第3火曜日	小城市役所別館 (ゆめりあ北側)	13:30 ～ 15:30
障がい者 相談	毎週 月～金曜日	小城・多久障害者相談 支援センター(桜楽館内) ☎71・1250	8:30 ～ 17:15
(家族による 家族のための) 精神障害 悩み相談	毎週月曜日 毎週火～日曜日(祝日・年末年始も実施)	佐賀県精神保健 福祉連合会事務局 ☎72・4797 ☎090・8357・7963(松田)	10:00 ～ 13:00